

住宅防火推進宣言

本県における火災による死者数はこの10年間、平均15名以上で推移しており、令和3年中は12名が亡くなられるなど、毎年多くの尊い命が失われています。

亡くなられた方の半数以上が高齢者であり、高齢化社会の進展に伴い、更なる増加が懸念されています。

高齢者をはじめとした地域住民の安全・安心を確保するため、関係者のみならず県民の一人ひとりが、今一度、火災の恐ろしさを深く認識し、火災予防の精神を常に心掛けることで、火災による被害を克服できると確信しています。

平成21年6月1日には消防法に基づく住宅用火災警報器の設置の義務付けが県下一致に施行され、さまざまな取組みを行っています。

家庭の防火を預かる私たちは、愛する家族の命を守るため、行政との連携を図りながら地域一丸となって住宅用火災警報器の設置促進をはじめとし、各自主防災組織と協力して住宅防火対策を積極的に推進することを宣言します。

令和4年7月6日

長崎県女性防火防災クラブ連絡協議会